第 5056 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 8月 28日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 汚染土壌対策に要する費用の取扱いについて

Q：不動産の貸付を事業的規模で行っている不動産所得者ですが、業務用の固定資産について汚染土壌対策費用を支出した場合の費用は、どのように取り扱われますか？

A：必要経費に算入することが認められます。

【解説】

さきごろ、東京国税局に同様の照会があり、次のような回答がされています。

①工事等に要する費用

掘削区域の汚染土壌の掘削除去、良質土による埋戻し並びにアスファルト舗装に要する費用は、いずれも修繕費に該当し、工事の完了した日の属する年分の必要経費に算入する。

②処理処分の委託に要する費用

掘削除去に伴う土間・地中槽コンクリートがれき類撤去、産業廃棄物処理、汚染土壌の処理処分及び当該土壌の収集運搬費並びに関連付随費用については、修繕費に該当し、処理処分という役務提供を受けた年分において必要経費の額に算入する。

③地下水浄化に要する費用

浄化機器揚水処理プラントリース費、地下水揚水データ記録及び観測、地下水観測及び計量分析費用並びに揚水浄化薬品費及び汚泥処理料その他の諸経費は、債務が確定した年の必要経費に算入する。